

青森県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

第1 目 的

この要綱は、青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課（以下「本庁」という。）及び中央福祉事務所監査指導課（以下「中央福祉事務所」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和6年4月4日付け老発0404第3号老健局長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、指定居宅介護サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査の種類及び検査実施機関

1 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、次の手順により、中央福祉事務所が実施するものとする。

- （1）実施計画の策定
- （2）検査実施通知
- （3）検査実施

① 報告等の徴収

届出事項の内容について書類等の提出を求め、確認するとともに、業務管理体制全体の整備・運用状況を確認する。

② 出頭の要求

①で不備、不明瞭な場合、介護サービス事業者の従業者に出頭を求め、業務管理体制全体の整備・運用状況を聴取し、状況に応じ、改善報告書の提出を求める。

③ 立入検査の実施

②において改善が見込まれない場合には、介護サービス事業者本部等への立入検査を実施し、業務管理体制の整備状況を検証する。

2 特別検査

指定事業所又は指定若しくは許可に係る施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消処分相当事案が発生した場合に、中央福祉事務所の協力を得て、本庁が実施するものとする。

第3 検査実施方法

1 実施計画及び検査対象の選定

- （1）一般検査（概ね6年に1回）

中央福祉事務所は、毎年度当初に実施計画を策定する。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

2 実施通知

検査の実施に当たっては、別紙様式1又は2により、検査対象となる介護サービス事業者に対して通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）。

3 検査方法

検査は、検査指針を踏まえ、実施するものとする。

なお、一般検査を書面で実施する場合は、介護サービス事業者に別添参考様式及び参考資料を示した上で、効果的かつ効率的に実施するものとする。

4 報 告

(1) 検査（書面による一般検査及び立入検査を除く。）終了後速やかに、その検査結果について別紙様式3-1による報告書を作成の上、所属長に報告するものとする。

(2) 立入検査を行った場合は、別紙様式3-2による報告書を作成の上、所属長に報告するとともに、行政上の措置等について検討するものとする。

第4 行政上の措置等

1 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、別紙様式4又は別紙様式5により通知するものとする。

(1) 勧 告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

(2) 命 令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

2 勧告までに至らないが、改善を要すると認めた事項についても、同様に別紙様式4に準じ、改善報告を求めるものとする。

3 介護サービス事業者が、上記1(2)の命令に違反したときは、別紙様式6により関係都道府県知事又は関係市町村長に通知するものとする。

4 都道府県知事又は市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結

果は、別紙様式 7 により、求めのあった都道府県知事又は市町村長に通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定等権者である都道府県知事又は市町村長に対しても同様式に準じ通知するものとする。

第 5 特別な処置

第 2 の 1 の一般検査において、介護サービス事業者が行政上の措置（命令）に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を把握している場合は、この限りでない。

第 6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 13 日から施行する。

（指導監査業務の集約により第 1、第 2 及び別紙様式 1 並びに行政不服審査法改正により別紙様式 5 を一部改正）

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 8 日から施行する。

（一般検査実施に当たっての事務手順見直しにより第 2 及び第 3 を一部改正）

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 11 日から施行する。

（介護医療院の創設等により一部改正）

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日から施行する。

（介護療養型医療施設の廃止等により第 1、第 4 及び別紙様式 6 を一部改正）

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 2 6 日から施行する。

（行政不服審査法の全部改正により別紙様式 5 を一部改正）

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（県の組織改正により実施要綱及び別紙様式 1 を一部改正）

別紙様式 1（一般検査実施通知）

番 号
年 月 日

会社（法人）名
代 表 者 名 殿

青森県中央福祉事務所長

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について

今般、貴社（法人）に係る標記について報告等を求めることとしたので、下記のとおり、関係書類の提出をお願いします。

記

- 1 報告等の根拠規定
介護保険法第 115 条の 33 第 1 項
- 2 提出書類
届出事項の内容について確認ができる書類
 - ・業務管理体制の全体像
（方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況）
 - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ※業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
 - ※業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容（注）追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
（※印は、義務づけられている事業者のみ）
- 3 書類の提出方法
郵送又は電子メールによる送付（照会先を明記すること。）
- 4 提出期限
年 月 日（ ）
- 5 提出場所
- 6 担当者

別紙様式 2（特別検査実施通知）

番 号
年 月 日

会社（法人）名
代 表 者 名 殿

青森県知事

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について

貴社（法人）に係る標記検査を実施することとしたので、通知します。

記

- 1 報告等の根拠規定
介護保険法第115条の33第1項
 - 2 立入検査の日時及び場所
 - 3 検査担当者
 - 4 立入検査の内容
 - （1）業務管理体制の運用実態を検証（届出に関する書類等を基に役職員（経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役職員）からの状況聴取）
 - （2）指定事業所の不正事案に関すること
 - 5 準備する書類
 - （1）届出事項の内容について確認ができる書類
 - ・業務管理体制の全体像
（方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況）
 - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ※業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
 - ※業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容
（注）追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
 - （※印は、義務づけられている事業者のみ）
 - （2）不正事案発生の指定事業所等に関するもの
- （注）準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。また、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

業務管理体制確認検査結果報告書

検査実施事業者名	
事業者側立会者	
検査実施日時	
検査担当者名	

< 報告概要 >

届 出 状 況	運 用 状 況	今後の対応方針（改善事項）

業務管理体制確認立入検査結果報告書

検査実施事業者名	
事業者側立会者	
検査実施日時	
検査担当者名	

<報告概要>

検査結果の総評	今後の対応方針	改善勧告
		○する ○しない

1 不正事案に対する組織的関与について

事実確認の内容	組織的な関与に至った原因	事業者（役員等）の認識

2 業務管理体制について

現状の確認（具体的な運用状況）	問題点（改善を要する事項）	事業者（役員等）の理解・認識
1 届出事項の内容 2 業務管理体制 ① 方針の策定 ② 内部規程・組織体制の整備 ③ 評価・改善活動		

別紙様式 4（改善勧告）

番 号
年 月 日

会社（法人）名
代 表 者 名 殿

青森県知事

業務管理体制の整備について（勧告）

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、 年 月 日に実施した検査の結果、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「省令」という。）第 1 4 0 条の 3 9 第 号に従って適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、法第 1 1 5 条の 3 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかった場合は、同条第 2 項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同第 3 項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第 4 項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

1 事業者名

2 勧告理由

3 勧告事項

4 改善期限 年 月 日

5 改善報告書の提出

（1）別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

（2）提出期限 年 月 日

（3）改善状況を確認するため、場合によっては、本社（本部）又は事業所等を訪問することがあります。

(別添)

勧告事項改善報告書

年 月 日

青森県知事

殿

法 人 名

住 所

代表者名

印

年 月 日付け 第 号により勧告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勧 告 事 項	改善結果（具体的に記入）	備 考

※ 備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

別紙様式 5（改善命令）

番 号
年 月 日

会社（法人）名
代 表 者 名 殿

青森県知事

業務管理体制の整備について（命令）

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、同条第 4 項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

1 事業者名

2 命令事項

3 改善期限 年 月 日

4 改善報告書の提出

（1）別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

（2）提出期限 年 月 日

5 教 示

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内（この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は除く。）に青森県知事に対して審査請求をすることができます。

(別添)

命令事項改善報告書

年 月 日

青森県知事

殿

法 人 名

住 所

代表者名

印

年 月 日付け 第 号により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

命 令 事 項	改善結果（具体的に記入）	添付資料

※ 改善結果が確認できる資料に番号を付し、添付資料欄にその番号を記入すること。

別紙様式 6（命令違反の通知）

番 号
年 月 日

関係都道府県知事 }
関係市町村長 } 殿

青森県知事

命令違反の通知

標記について、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）
第 1 1 5 条の 3 4 第 5 項の規定に基づき通知する。

記

1 事業者名

事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

2 違反の内容

年 月 日付け 第 号による命令の違反

3 その他

本件は、法第 7 4 条第 6 項に規定する義務に違反したものと認める。
よって、法第 7 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

※ 適用条項は居宅サービスの例

別紙様式 7（権限行使の通知）

番 号
年 月 日

権限行使を求めた都道府県知事 }
権限行使を求めた市町村長 } 殿

青森県知事

権限行使の結果について

標記について、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）
第 1 1 5 条の 3 3 第 4 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 検査実施事業者名
事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名
- 2 検査実施年月日
- 3 検査結果の概要

（特別検査により指定事業所等の指定等取消処分事案への組織的関与が認められた場合）

法第 7 8 条の 2 第 4 項及び法第 7 8 条の 1 2 において準用する法第 7 0 条
の 2 第 4 項に該当

※ 適用条項は地域密着型サービスの例

(参考様式)

年 月 日

業務管理体制の整備について

会社（法人）名
代表者名（法人名）

- 1 方針策定の状況
 - ・業務管理体制（法令等遵守）についての認識
 - ・法令等遵守方針の整備・周知状況
 - ・法令等遵守の状況の把握方法
- 2 内部規程・組織体制の整備の状況
 - ・内部規程（マニュアル）の策定・周知の状況
 - ・理事会等の開催、議事の状況
 - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ・会議、研修会の開催状況
 - ・内部監査の実施状況
 - ・県のホームページ等の確認状況（適正な事業運営に必要な情報の収集態勢）
 - ・県又は市町村の集団指導への出席状況
 - ・事業所管理者等による法令遵守態勢の確立状況
 - ・法令等違反行為処理態勢、相談・苦情処理（法令遵守責任者への報告等）の状況
- 3 評価・改善活動の状況
 - ・法令等遵守の状況の分析・評価等の状況
 - ・問題点・態勢上の弱点の改善の実施状況

※ 必要に応じて、既存の資料を添付